

令和4年9月30日

市川市勤労福祉センター本館を利用するみなさまへ

市川市勤労福祉センター

勤労福祉センター本館の使用基準の変更について

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、使用条件を制限して開館していますが、**令和4年10月4日から利用人数の制限を緩和し**、使用基準を一部変更いたします。つきましては、下記の使用基準をご理解のうえ、ご利用ください。

<使用時間> 午前9時から午後9時（21時）

注）第2研修室、第3会議室及び第4会議室は、当面の間、使用できません。

<使用基準> **※今後の感染拡大状況によって変更する場合があります。**

そのほか、下記の基準を満たした団体と個人が使用できます。

- ① 館内では**必ずマスクを着用**してください。また、入館時には手指消毒をしてください。
例外として、2歳未満は保護者、運動する場合は利用者の判断によるものとします。
- ② 「利用確認書」を提出してください。（利用ごとに1枚提出）
・当日、参加者の健康状態について、各団体で必ず確認してください。
・同じ時間帯に定員内での入れ替わりの有無を、利用確認書に記入してください。
- ③ 各団体で「利用者名簿」を作成してください。
※書式は任意ですが、市公式 Web サイトに雛形を掲載しています。
・名簿には、参加者全員の氏名と緊急連絡先を記載し、利用日から1か月間保管してください。
・保健所等の公的機関から要請があった場合、利用者名簿を提出していただくことがありますので、その旨、参加者へ事前に周知しておいてください。
- ④ 換気について
・必ず30分ごとに窓と扉を開け、5分程度の換気を行ってください。
・換気をしている間は、音を出さないでください。（例：一斉発声、楽器演奏等）
- ⑤ 周囲の人との距離は概ね2mを確保してください。
・運動する場合は、2m以上離れてください。
- ⑥ 「**活動内容に応じた制限**」（別紙1）を守ってください。
- ⑦ **館内での食事はできませんが、熱中症予防等での水分補給は可とします。**

★部屋（机、イス等）の消毒は、利用した方にご協力をいただきます。（消毒用品は窓口でお貸しします）

<定員> ※令和4年10月4日から利用人数の制限を緩和します。

部屋名	使用可能人数
第1研修室	8人(4人)
大会議室	120人(60人)
第2会議室	36人(18人)
和室	10人(5人)
会議・調理室	14人(7人)
体育館	(制限なし)

部屋名	使用可能人数
体育室	(33人)
茶室	8人(4人)
講習室	10人(5人)
第1会議室	22人(11人)
調理室	15人
集会室	16人(8人)

()は運動する場合

<連絡事項>

1. 利用者の入館について

常に定員内の利用としてください。定員内であれば、遅れての入館と、途中で全員または一部が入れ替わることは可能です。

例) 定員12人の部屋の場合(利用団体が10:00~12:00に利用)

10:00に10人が入館	例1) 11:00に2人が退館、3人が入館 ⇒10人-2人+3人=11人<定員12人	可
	例2) 11:00に2人が退館し、5人が入館 ⇒ 10人-2人+5人=13人>定員12人	不可

2. 体育館・体育室を利用する方へ

- ①汗等で床が濡れた場合は、危険なため、利用者がモップ掛け等を行ってください。
- ②体育館内・体育室内で食事はできません。熱中症予防等での水分補給は可とします。

<注意事項>

1. 音を出す活動について

他の利用者や近隣の方に迷惑をかけるような大きな音は出さないでください。

施設の使用、活動について他の利用者や近隣から苦情があった場合、活動を停止していただく場合があります。

<問い合わせ先> 市川市 商工業振興課 電話 047-704-4131 (直通)
月曜日~金曜日 8:45~17:00